

## 会議の進め方などについて（案）

平成 24 年 9 月 27 日

### 会議の成立

会議は、在任委員の過半数の出席をもって開くものとする。

（庄原市斎場再編整備検討委員会設置要綱 第 6 条第 2 項）

### 会議の公開

原則、公開とする。

ただし、会議内容によっては非公開とすることもできるが、その場合は出席委員の過半数の同意を必要とする。

### 会議の流れ

開会（会の成立確認）      事務連絡      協議（事務局説明→質疑・意見発表→協議）  
次回会議の確認      閉会

### 会議における発言

発言希望者は挙手      委員長が指名      指名者が発言

（不規則発言は、認めない）

### 表決が必要となった場合

【方法】原則、挙手とする。

【決定】出席委員の過半数。ただし、可否同数の場合は、委員長が表決する。

【注意】①表決の際、会場にいない委員は、表決に加わることができない。

②表決には、条件を付けることができない。

③委員は、自己の表決の訂正を求めることができない。

## 会議録

事務局で作成し、市のホームページ等で公開する。

発言者名は、会議録に記載しない。

会議において非公開とされた部分については、公開しない。

会議録署名については、委員長と副委員長で行う。

## 傍聴

【人数】原則、制限をしないが、会場の状況によっては制限をする場合がある。

【資料】会議終了後、市ホームページへ掲載する。

【受付】行わない。

【録音・録画】事前に事務局へ申請を行い、委員会で認められれば許可する。

(事務局は除く…会議録作成のため、録音等を行います)

【遵守事項】傍聴者は、傍聴席で次の事項を遵守すること。

①会場における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

②会話、歌、笑いなどで騒ぎ立てないこと。

③鉢巻き、腕章の類をする等の示威的行為をしないこと。

④飲食、喫煙をしないこと。

みだりに席を離れ、または不体裁な行為をしないこと。

⑥その他会議の秩序を乱し、または議事の妨害となるような行為をしないこと。

⑦係員の指示に従うこと。

傍聴人がこの遵守事項に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

## その他

その他、会議の進行において疑義が生じた場合は、委員長が決定する。